

弁護士 井上洋一(中小企業診断士・1級FP技能士・CFP)

あいさん事務所便り

連絡先：〒445-0853

西尾市桜木町3-51-3 林ビル2階

愛三西尾法律事務所

電話：0563-53-0220 F A X：0563-53-0222

e-mail：inoue@aisan-law.jp



夏は交通事故の発生件数が増加！改めて確認しておきたい企業の各種責任

◆交通事故の発生が多い「7月」

交通事故の発生が最も多いのは12月、次いで7月です。

いずれも長期休暇のタイミングで交通量が増加することが一因と考えられますが、特に7月は、「天候」も事故の大きな要因となります。梅雨や台風など、夏特有の天候の急変に注意が必要です。

たとえば、梅雨時は、視界が悪化したり、雨音で外部音が遮断されたりすることなどによって注意力が散漫になりがちです。スリップ等の危険もあります。

また、台風等で急に激しい雨風に見舞われる場合には、乾燥していた道路に溜まっていた泥や埃が水分に混ざり、通常の雨の場合よりもさらに滑りやすくなることが指摘されています。

◆自動車事故が起こった場合に事業者が負う責任

従業員が起こした自動車事故について、事業者が責任を負うこともあり得ます。

社有車で業務中に起こした事故では会社や管理者の側が運行供用者となり同時に使用者責任も負うことは広く知られていますが、無断で社有車を私用に使用していた場合の事故であっても、従業員が社有車を私用するまでの経緯やそれが業務とどう関連するのか、日常の使用状況などを総合的にみて判断されます。

マイカーでの事故も、会社が業務でマイカーを使うことを認めていた場合、原則的には社有車を使用していたのと変わらないため、会社の運行供用者責任・使用者責任が問われます。

さらに、従業員のマイカー通勤時の事故についても、会社が事故の賠償責任を負うこともあります。たとえば、会社がガソリン代やマイカー通勤手当を支給したり、駐車場を提供したりするなど、積極的にマイカー通勤を容認しているような場合には、会社が従業員のマイカーを業務のために利用していると評価できるので、会社の責任が発生する可能性が高くなります。

◆事故を起こさないための対策が必要

従業員の交通事故において、企業側が

責任を免れることはとても難しいものです。

これを踏まえれば、交通事故の危険性が高くなるシーズンを前に、改めて安全運転について徹底することが求められます。業務や通勤で自動車を使用する従業員に対し、再度の教育を行うことも有用であるといえます。

自動車保険の重要性と保険契約のチェックの必要性

◆保険契約がないと怖いことに……。

以上のように、従業員のマイカーの使用が、業務あるいはそれに密接に関連するもののためであったときには、マイカー利用中の事故について会社に責任が発生することがあり、会社としても大きなリスクを負うこととなります。

しかしながら、従業員が、対物・対人無制限の自動車保険に加入していれば、会社が多額の損害賠償金を支払うという事態は回避できます。

逆に言えば、従業員のマイカーが自動車保険に加入していなかったり、自動車保険の更新が切れていたような場合には、交通事故の被害者のケガや後遺障害の状況によっては、会社自身も、数千万円から数億円の損害賠償責任を負ってしまうことがあり得るのです。

◆従業員のマイカーの保険契約は必ずチェックすべき

会社の賠償責任リスクを無くすためには、従業員に対する安全運転教育とともに、従業員のマイカー利用に対しては、事前に自動車保険契約の有無をチェックし、十分な自動車保険の契約を強制することが必要

です。少なくとも、対人無制限は必須と言えるでしょう。

◆マイカー通勤に関する書式の活用

従業員の安全運転意識の向上と自動車保険契約のチェックを統一的行うためには、マイカー通勤に関する書式を活用することが有効です。

従業員のマイカー通勤申請時に、自動車保険証を定期的にチェックすることで、無保険車両による賠償リスクをゼロにし、併せて、誓約書により安全運転意識の向上・維持を図ることが大切です。

今回、「マイカー通勤申請書」、「マイカー通勤許可証」、「マイカー通勤に関する誓約書」の3点セットを添付いたしましたので、会社の実情に合わせて適宜修正してご利用ください。

当事務所弁護士よりひと言

私は、元々損保弁護士であり、1級FP技能士・CFPでもあることから、現在でも、大手自動車保険会社などから依頼を受け、交通事故事件も多く手がけております。

事件処理の際には、かなりの頻度で任意の自動車保険をかけていない車両に出会います。なかには、強制保険である自賠責保険すらかけられていないこともあります。実は無保険車両は相当の確率で存在しているのです。

また、今回ご紹介したような、従業員の交通事故で会社が多額の賠償責任を負った事例も実際に存在し、そのせいで倒産に追い込まれた会社もあります。

このようなリスクは、マイカー通勤に関する各書式を提出させれば防げるものですので、是非ともご利用ください。